

本市障害計画に基づく
グループホームの整備に向けた
具体的な方策について
(令和4年度～5年度)
【未定稿】

健康福祉局
障害福祉政策担当

令和4年7月

《目次》

第1	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨及び目的	1
2	実施期間	2
第2	グループホームの概要	2
1	定義	2
2	整備類型	2
3	方向性	3
	(1) 国の考え方	
	(2) 本市障害計画の考え方	
第3	本市の現状	5
1	本市障害計画の進捗状況	5
	(1) 本市者計画（第3期）における実績値	
	(2) 本市福祉計画（第6期）における実績値	
2	支給決定等の状況	6
	(1) 支給決定者の推移	
	(2) 今後の利用者数（重度障害者）の想定	
3	事業所の指定状況	7
4	アンケート調査結果	7
	(1) 障害者団体への利用意向調査	
	(2) 指定事業所への利用状況調査	
第4	本市の課題（まとめ）	11
第5	整備目標（令和4年度～5年度）	12
第6	整備に向けた取組	13
1	「既存住宅活用型」施設における定員数の増加	13
2	「新規整備型」施設の整備	13
3	施設の大規模改修等に係る費用助成制度の創設等	13
4	国への要望について	14
5	整備方策の運用について	14
第7	資料編	15
1	グループホームの利用意向アンケート調査（障害者団体向け）	15
2	共同生活援助事業所（グループホーム）の利用状況等に係る調査	16
3	添付資料	
	別添1：（国資料）グループホームの利用者数（支援区分別構成）の推移	
	別添2：（市資料）グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱	

本市障害計画に基づくグループホームの整備に向けた 具体的な方策について（令和4年度～5年度）

第1 基本的な考え方

1 策定の趣旨及び目的

障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、必要な支援を受け、自身のライフスタイルに応じた地域や住宅で暮らすことができる環境づくりが求められています。しかし、現在ほど障害福祉サービスが充実していなかった頃から、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難となり、施設へ入所をされた人も多く、令和3年度末の施設入所者（尼崎市民）は380人となっています。

また、地域で家族等と同居している障害者についても、障害の重度化や保護者の高齢化が進む中、いわゆる「親亡き後」の生活を見据えていく必要があります。

入所施設からの地域移行や親元からの自立を目指す障害者が、地域で安心して暮らし続けるためにも、「グループホーム」は重要な住まいの場であり、今後の需要等に備えて計画的に整備を進めていくことが必要です。

このような状況の中、国は平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）を施行し、その一部改正等を行うことで、各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国基本方針」という。）において、入所施設等からの地域移行の数値目標を定め、その推進を図っています。また、国の障害福祉サービス等に係る報酬改定においては、平成30年度の改定で、障害者の重度化・高齢化に対応した新たなグループホームの類型（日中サービス支援型）を創設するほか、令和3年度の改定では、それら重度の障害者を受け入れるグループホームを評価できるよう、報酬体系を見直すなど地域における支援体制づくりに向けた施策等を講じています。

なお、本市においては、令和3年3月に「尼崎市障害者計画」（以下「本市者計画」という。）の第4期（計画期間：令和3年度～8年度）を策定し、「市内グループホームの定員数」の目標値や整備促進に向けた「施策の方向性」を掲げるとともに、あわせて策定した「尼崎市障害福祉計画」（以下「本市福祉計画」という。）の第6期（計画期間：令和3年度～5年度）において、地域生活への移行に関する目標値やグループホームの必要量、サービス量の「確保の方策」を掲げています。

これら現行計画に掲げる取組を具体的に進めていくため、市内の障害者団体や指定事業所へのアンケート調査を実施するなどし、グループホームの需要見込みや利用状況等を集約することに加えて、本市の支給決定状況や事業所の指定状況等も考慮した『本市障害計画に基づくグループホームの整備に向けた具体的な方策について』（以下「市整備方策」という。）を今般改定することで、本市におけるグループホームの整備に計画的に取り組んでいくこととします。

2 実施期間

整備方策の実施期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間とします。

第2 グループホームの概要

1 定義

グループホーム（共同生活援助）は、法第5条第17項において、「障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。」と定義されています。

また、現行の本市者計画と本市福祉計画（以下「本市障害計画」という。）においては、次のように説明しています。

サービス名称		サービス内容
訓練等 給付	グループホーム (共同生活援助)	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助をします。

2 整備類型

整備方策において、グループホームの整備類型を次表のとおり整理しています。

	既存住宅活用型	新規整備型
建物の 仕様等	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸物件を基本とする 住宅レベルのバリアフリーやプライバシーの確保が必要 1住居の定員数が2～10人 火災報知設備の設置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の所有物件を基本とする 入居者に合わせた仕様（特殊浴槽、プライバシーに配慮した個室等）が可能 1住居の定員数が4～10人（日中サービス支援型については、2ユニット（最大20人）まで対応することが可能） スプリンクラーの整備が必要
整備に あたって の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅の借家における1住居の定員が少人数 職員が複数のホームを巡回して対応していることが多く、高齢化・重度化への対応が困難 借家の場合、スプリンクラー整備など大規模改修にあたって家主との交渉が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 建設用地と建設費用の確保が必要 国において入所施設の削減が進められていることから、今後、高齢化・重度化に対応した新規整備型の需要が増加 特に重度の障害者や医療的ケアを要する人の場合、支援に係る建物の仕様に柔軟性が必要
主な 入居者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の支援を要する障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 障害特性により既存住宅への入居が困難であって、日常生活上の支援を頻繁に要する障害者

3 方向性

(1) 国の考え方

障害者の地域生活への移行やグループホームの利用促進にあたっては、国基本方針や国の障害保健福祉関係主管課長会議資料等において、次のように考え方が示されています。

① 施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画では、「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の削減」を第1期から継続して成果目標としており、第6期障害福祉計画における成果目標は以下のとおりとしているので、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

《成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）》

- ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上を移行
- ・ 施設入所者数：令和元年度末施設入所者の1.6%以上を削減

※ 高齢化・重度化を背景とした目標設定としている。

② グループホームにおける重症化・高齢化への対応について

グループホームの利用者数は令和3年9月時点で約15万人となっており、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題となっている。グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備を図るため、平成30年度に日中・夜間に常時の人員を配置する日中サービス支援型グループホームの創設や、令和3年度報酬改定における重度障害者支援加算の対象者の拡充、医療的ケア対応支援加算の創設等の報酬の充実を行ったところであるが、現状においても重度障害者を受け入れ可能なグループホームが不足している状況がある（別添1参照）。

都道府県及び市町村においては、重度障害者向けのグループホームの整備など、地域のニーズを踏まえた整備の推進についてお願いする。

③ グループホームにおける支援の質の確保

近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される状況がある。また、日中サービス支援型グループホームについては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対し、定期的実施状況等を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

都道府県及び市町村においては、安心してグループホームを利用することができるよう、支援の質を確保するための事業者への助言・指導や日中サービス支援型グループホームの協議会等への報告の徹底等についてお願いする。

(2) 本市障害計画の考え方

① 施設入所者の地域生活への移行について

現行の本市福祉計画（第6期）において、「施設入所者の地域移行」と「施設入所者数の削減」の成果目標を以下のとおり設定しており、引き続き、地域移行の受け皿となるグループホーム等の整備や、地域移行を支援する一般相談支援事業所や自立生活支援事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要があります。

《成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）》

- ・ 地域移行者数： 17人（令和元年度末施設入所者390人の4.4%を移行）
- ・ 施設入所者数： 7人（令和元年度末施設入所者390人の1.6%を削減）

※ これまでの実績を勘案した目標設定としている。

② グループホームの整備促進について

グループホームの整備・利用実績については、利用ニーズの高まりや事業所数の増加等に伴って増加傾向にありますが、前期の本市者計画・福祉計画の計画値にはやや至っていない状況です。

そのため、グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めるほか、日中サービス支援型グループホームの運営の評価に取り組み、本市の開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。

また、「地域生活支援拠点等」の居住支援機能の中核を担う「リレ・くらしサポートセンター」が、グループホーム等の利用状況の把握・公表等を行い、利用の促進に取り組めます。

《計画値》

- ・ 市内における定員数 : 453人（令和元年度）⇒ 590人（令和5年度）
- ・ 一月当たりの利用者数 : 301人（令和元年度）⇒ 392人（令和5年度）

※ これまでの実績を勘案した数値設定としている。

※ 市内における定員数は、令和8年度で「700人」を目標として設定している。

※ グループホームの利用（空き）状況の公表は2か月ごとに実施している。

《実績値》

- ・ 市内における定員数 : 381人（平成29年度）⇒ 497人（令和2年度）
- ・ 一月当たりの利用者数 : 279人（平成29年度）⇒ 331人（令和2年度）

第3 本市の現状

1 本市障害計画の進捗状況

本市障害計画の進捗状況を把握するため、以下のとおりデータの分析を行っています。

(1) 本市者計画（第4期）における実績値

基本施策5「生活環境、移動・交通」の施策目標として、令和5年度までに「市内グループホームの定員数」を590人に増やすことを掲げています。

親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備数や定員数は着実に増加しており、令和3年度末時点の定員数は552人で、達成率は93.6%となっています。

施策目標	方向	基準値		目標値 (R5)	実績値						達成率
					H30	R1	R2	R3	R4	R5	
市内グループホーム の定員数	↑	H29	381 人	590	413	453	497	552	**	**	93.6%

(2) 本市福祉計画（第6期）における実績値

「グループホーム（共同生活援助）」のサービス必要（見込）量として、令和5年度までに一月あたりの利用者数を392人に増やすことを掲げています。

市内グループホームの定員数の増加やサービスニーズの高まり等に伴い、利用者数は大幅に増加しており、令和3年度末時点の利用者数は392人で、すでに令和5年度の必要（見込）量を満たした状況となっています。

サービス名	方向	基準値		目標値 (R5)	実績値						達成率
					H30	R1	R2	R3	R4	R5	
グループホーム (共同生活援助) 利用者数	↑	H29	279 人	392	300	301	331	392	**	**	100%

2 支給決定等の状況

本市における「グループホーム（共同生活援助）」の支給決定等の状況を把握するため、以下のとおりデータの分析を行っています。

(1) 支給決定者の推移

グループホームの支給決定者数は、平成27年3月末から令和4年3月末までの7か年で190人増加しており、その内訳を障害支援区分別で見ると、特に区分3・4の方が多く、142人増加しています。また、区分4～6の重度障害者が支給決定者全体に占める割合をみると、約12ポイント上昇（27.3%→39.4%）していることから、グループホーム利用者の重度化が進んでいることが伺えます。

障害支援 区分	グループホームの支給決定状況						増減 (③-①)
	平成27年 3月末時点 ①		平成30年 8月末時点 ②		令和4年 3月末時点③		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
なし・区分1	17人	7.3%	13人	4.3%	20人	4.7%	+3人
区分2	94人	40.2%	90人	29.9%	104人	24.5%	+10人
区分3	59人	25.2%	92人	30.6%	133人	31.4%	+74人
区分4	36人	15.4%	61人	20.3%	104人	24.5%	+68人
区分5	19人	8.1%	31人	10.3%	44人	10.4%	+25人
区分6	9人	3.8%	14人	4.6%	19人	4.5%	+10人
合計	234人	100.0%	301人	100.0%	424人	100.0%	+190人

(2) 今後の利用者数（重度障害者）の想定

令和4年3月末時点の全支給決定者6,656人のうち、近い将来にグループホームの利用が見込まれる在宅の重度障害者（以下「利用想定者」という、対象条件は下記のとおり。）は254人で、その状況等は次表のとおりとなっています。

近年は利用想定者数が増加傾向にあり、在宅生活を送る障害者の重度化も進んでいることが伺えます。

対象条件

グループホームの利用想定者は、次のア～ウの条件を全て満たすものとする。

- ア 「施設入所支援」、「療養介護」、「共同生活援助」を利用していない者
- イ 年齢が40歳以上65歳未満の者
- ウ 障害支援区分5・6の者

利用想定者の状況等	平成30年 8月末 (人数)	令和4年 3月末 (人数)	増減
〔 ・平成30年8月末時点：206人 ・令和4年3月末時点：254人 〕			
「居宅介護」、「重度訪問介護」を利用している者	175人	224人	+49人
親と同居している者（世帯分離している者は除く）	92人	121人	+29人
重症心身障害者（療育A判定、身体1・2級の重複）	52人	52人	±0人

3 事業所の指定状況

本市における共同生活援助事業所の指定状況を把握するため、以下のとおりデータの分析を行っています。

指定事業所における定員数（住居数）は、平成27年3月末から令和4年3月末までの7か年で大きく増加（259人：66ホーム）していますが、その内訳をグループホームの類型で見ると、大半が「既存住宅活用型」（234人：61ホーム）による整備で全体の9割以上を占めている状況です。

この背景には、本市は市域が狭く、その大半が住宅地で人口密度が非常に高いことから、グループホームを整備するにあたって、賃貸物件を確保することは比較的容易ではあるものの、新たな建設用地を確保することは難しい状況が伺えます。

グループホーム の類型	グループホームの指定状況						増減 (③-①)	
	平成27年 3月末時点 ①		平成30年 8月末時点 ②		令和4年 3月末時点 ③		定員数	住居数
	定員数	住居数	定員数	住居数	定員数	住居数		
既存住宅活用型	217人	48ホ-ム	310人	72ホ-ム	451人	109ホ-ム	+234人	+61ホ-ム
新規整備型	76人	14ホ-ム	79人	13ホ-ム	101人	19ホ-ム	+25人	+5ホ-ム
合計	293人	62ホ-ム	389人	87ホ-ム	552人	128ホ-ム	+259人	+66ホ-ム

4 アンケート調査結果

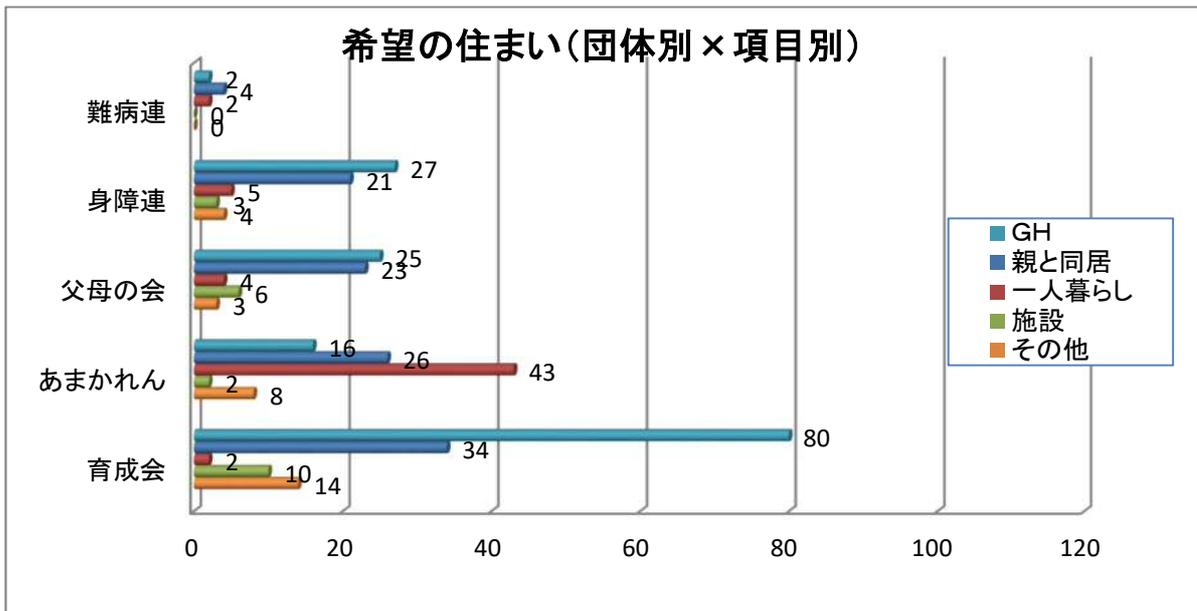
(1) 障害者団体への利用意向調査

本市におけるグループホームの利用意向をより具体的に把握するため、尼崎市自立支援協議会に参画している障害者団体のうち、以下の5団体に協力いただき、アンケート調査（令和2年8月）を行っています。

その結果、全364人からの回答のうち、4割を超える150人（41.2%）が「希望の住まい」としてグループホームを挙げています。またそのうち、障害支援区分5・6と答えた方は61人（40.7%）で、そのうち利用希望時期が2年以内と答えた、早期利用が必要と考えられる最重度の方は20人（13.3%）となっています。

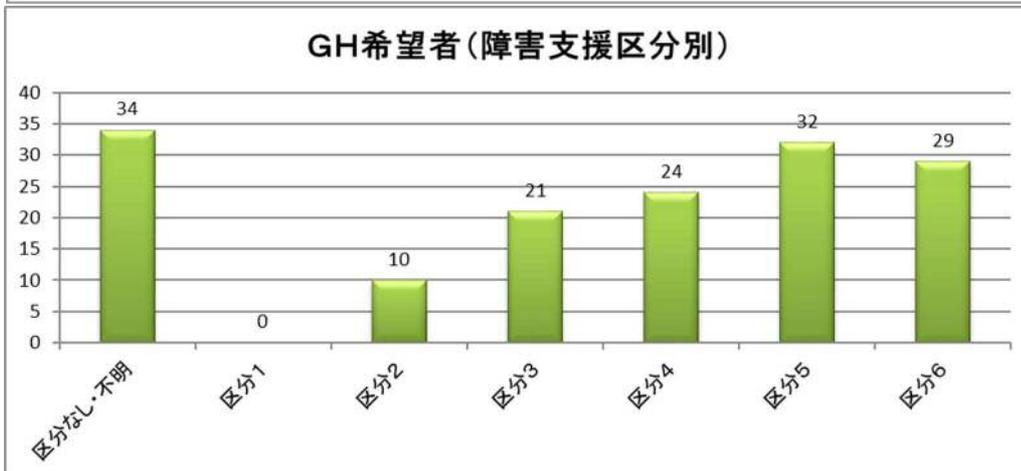
なお、障害支援区分4～6と答えた重度の方で、かつ利用希望時期を4年以内又は親などの介護が不可となった場合と答えた方は66人（44.0%）となっており、グループホームの利用の必要性が高い重度障害者が多い状況が伺えます。

1	アンケート実施日（基準日）	
	令和2年8月14日～9月1日（調査時点）	
2	対象	
	市内の障害者団体（5団体）の会員等	
	① 尼崎市手をつなぐ育成会	140人
	② あまかれん（尼崎市精神福祉家族会連合会）	95人
	③ 尼崎市肢体不自由児者父母の会	61人
	④ 尼崎市身体障害者連盟福祉協会	60人
	⑤ 尼崎市難病団体連絡協議会	8人
3	回答数	
	364人（うち、グループホーム希望者150人：約41.2%）	



	育成会	あまかれん	父母の会	身障連	難病連	合計
GH	80	16	25	27	2	150
親と同居	34	26	23	21	4	108
一人暮らし	2	43	4	5	2	56
施設	10	2	6	3	0	21
その他	14	8	3	4	0	29
合計	140	95	61	60	8	364

※「希望の住まい」の選択肢でGHを含め複数回答した場合、GHを優先しています。



(2) 指定事業所への利用状況調査

本市が指定する共同生活援助事業所の利用状況等をより具体的に把握するため、本市の地域生活支援拠点の一機能を担う「リレくらしサポートセンター」のコーディネーターを活用して、指定事業所に対するアンケート調査（令和3年7月）を行っています。

その結果、調査の協力が得られた24事業所において、利用定員数は308人、利用者数は284人で、その稼働率は約9割（92.2%）となっており、短期入所を併設している事業所や緊急の受け入れ用として一定の空き室を設けていること等を考慮すると、ほぼ満床の状況になっています。

次に、利用者数284人を障害種別で見ると、知的障害者が約7割（72.5%）となる206人で、次いで精神障害者が2割強（24.6%）となる70人となっています。

また、障害支援区分別で見ると、区分4～6の利用者が108人（38.0%）いることや、年齢別で見ると、50歳以上の利用者が99人（34.9%）いることから、グループホームの利用者の重度化・高齢化も進んでいる状況が伺えます。さらに、その対応に課題を抱えていると答えた事業所も多く（20事業所：83.3%）、その内容を見ると、施設や設備のバリアフリー化等ができていないといった声が多くなっています。

このような状況を鑑み、追加調査（令和3年11月）を実施して、利用者の重度化・高齢化への対応策として施設の大規模改修（居室・浴室等のバリアフリー改修やスプリンクラーの設置など）の有効性等を確認した結果、調査の協力が得られた25事業所のうち、有効と答えた事業所は15事業所（60%）あり、また、それに係る助成制度等があれば活用したいと答えた事業所も19事業所（76.0%）あるなど、改修ニーズの高さが把握できています。

1 調査実施日（基準日）

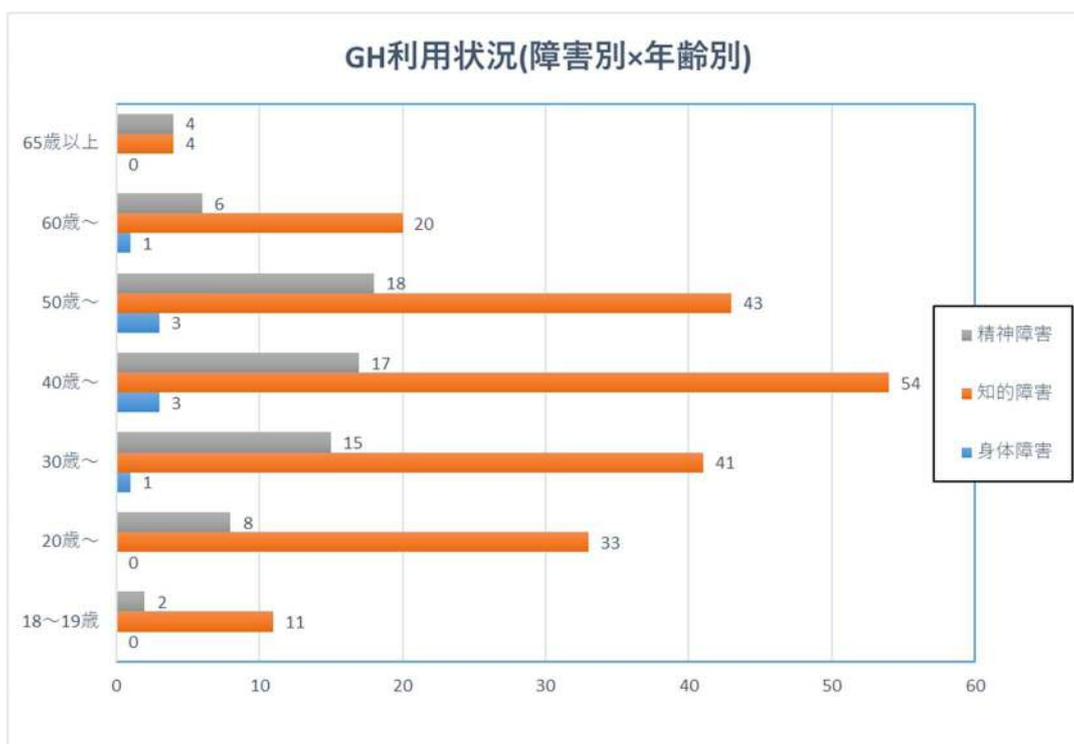
- ① 令和3年7月13日～7月30日（令和3年7月1日時点）
- ② （追加調査）令和3年11月8日～11月19日（調査時点）

2 対象

調査の協力が得られた指定共同生活援助事業所

3 回答数

- ① 24事業所（定員数：308人、利用者数：284人）
- ② 25事業所



障害別×年齢別	18～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	65歳以上	合計
身体障害	0	0	1	3	3	1	0	8
知的障害	11	33	41	54	43	20	4	206
精神障害	2	8	15	17	18	6	4	70
合計	13	41	57	74	64	27	8	284



障害別×区分別	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	0	0	1	0	1	6	8
知的障害	3	3	46	60	51	27	16	206
精神障害	0	1	33	29	6	1	0	70
合計	3	4	79	90	57	29	22	284

第4 本市の課題（まとめ）

第3の分析より、近年の本市障害計画の進捗状況をみると、「市内グループホームの定員数」や「共同生活援助の利用者数」は着実に増加しているため、現在の推移でいくと令和5年度の目標値を超える実績が見込まれます。

各種調査の状況でその内容等をみると、支給決定者の推移では「障害支援区分3・4」の増加が特に多くなっており、重度障害者（区分4～6）が全体に占める割合（39.4%）も増加傾向にあります。また、指定事業所の利用状況をみると、稼働率が約9割とほぼ満床である中、重度障害者が全体に占める割合は約4割（38.0%）と高い状況が分かっています。

さらに、今後の利用者数（重度障害者）の想定や障害者団体の利用意向調査の結果をみても、本市グループホームの定員数は増加傾向にあり、今後も増加を続けていくことが見込まれます。しかし、重度障害者の増加が著しく、現在の稼働率を維持し、重度障害者の割合を確保するためには、

調整中

（※ 政策要求に向けて最終整理します。）

以上のことから、今後の整備促進に向けては、「既存住宅活用型」施設の増加率の維持と早期利用の可能（必要）性が高い重度の利用者を想定した「新規整備型」施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

また、「新規整備型」の整備にあたっては、地域生活支援拠点機能の一つである「体験の機会・場」や「緊急時の受け入れ・対応」の充実を図っていくため、引き続き「日中サービス支援型グループホーム」の整備を優先する必要があります。

さらに、重度障害者の受入体制の強化にあたっては、事業者アンケートの調査結果をみると、現在グループホームを利用している障害者の重度化・高齢化も進んでおり、現行の施設機能では受け入れの継続が困難なことを喫緊の課題として挙げていることから、その対応方法について検討・実施していく必要があります。

第5 整備目標

第3での分析や第4に掲げる課題を踏まえ、本市におけるグループホームの整備目標（令和4年度～5年度）を以下のとおり定めます。

【整備目標（定員数・指定ベース）】

整備類型	令和4年度	令和5年度	計
既存住宅活用法	30人	30人	60人
新規整備型	0人	20人	20人
合計	30人	50人	80人

本市の制度	令和4年度	令和5年度
大規模改修等に係る費用助成制度の創設	無	有

【目標設定の考え方】

- ① 「既存住宅活用法」については、本市者計画に掲げる目標値（令和8年度における定員数：700人）の達成に向けて、令和3年度実績（552人）との差引（148人）を残年数（5か年）で割り戻した数（29.6人）を単年度ベースの整備数として設定します。
- ② 「新規整備型」については、国の整備補助制度を活用する場合、重度障害者を対象とした「日中サービス支援型グループホーム」の整備を優先しますが、現状、当該グループホームの整備を希望する法人は少なく、毎年度の整備を目標として設定することは現実的ではないため、本市福祉計画の期間（3年）毎に概ね1ホームの整備により、第3-4-(1)の「障害者団体への利用意向調査」の結果で把握した「早期利用が必要と考えられる最重度の方の人数」となる20人分の定員数の増加を整備数として設定します。
- ③ 上記①②の整備に加え、既存グループホームにおける利用者の重度化・高齢化への対応や、借家等の活用による重度障害者向けグループホームの新規開設の場合も一定の建物改修が必要となることから、本市の単独施策として「大規模改修等に係る費用助成制度」の創設を目標として設定します。

第6 整備に向けた取組

1 「既存住宅活用型」施設における定員数の増加

既存の集合住宅（マンションや借家等）の活用が多い「既存住宅活用型」については、以下の取組を進めていくことで、定員数の増加を図ります。

(1) 尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業の活用

平成30年度の新規事業である「グループホーム等新規開設サポート事業」（別添2参照）を継続的に実施し、開設時の初度備品や賃貸物件の借上げ料、消防設備の設置費用の一部を助成することで、整備の促進を図ります。

(2) 市営住宅や空き家の活用

市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリー面でグループホームに適した物件をどう選定していくかの課題があるため、引き続き、関係部局との協議・検討を進めていきます。また、空き家の活用にあたっては、グループホーム等への転用が可能な物件は既に市場に出ている状況にあることから、現状、市の裁量で一定数を確保するような取組までは検討しませんが、当該空き家等を転用して新規開設を行う法人等に対しては、下記の3の取組が活用できるよう検討していきます。

2 「新規整備型」施設の整備

障害特性により既存住宅への入居が困難であって、日常生活上の支援を頻繁に要する障害者の対応等が可能な「新規整備型」については、以下の取組を進めていくことで、施設を整備します。

(1) 社会福祉施設等施設整備費補助金（国庫補助事業）の活用

当該補助金の活用にあたっては、整備方策の最終年度となる令和5年度まで、グループホームの整備に限定することとし、障害者の重度化・高齢化に対応した「日中サービス支援型グループホーム」を優先して、整備の促進を図ります。

(2) 土地の確保

グループホームの整備に係る土地の確保については、原則、整備事業者が主体となって行いますが、公有地の活用方法の見直し等のときは、グループホームとして使うことができないか、関係部局と調整を図っていきます。

3 施設の大規模改修等に係る費用助成制度の創設等

上記1・2に掲げるグループホームの整備促進の取組に加えて、既存グループホームの利用者の重度化・高齢化や、借家等を活用した重度障害者向けグループホームの新規開設する場合の対応策として、当該施設の大規模改修等に係る費用助成制度の創設を検討していきます。なお、制度設計にあたっては、定期的に開催する指定事業所（グループホーム・短期入所・生活介護）のネットワーク会議を活用して、支援状況やニーズ等に即した施策にするとともに、第2-3-(1)-③の「国の考え方」にある当該施設における「支援の質の確保」についても、引き続き、当該ネットワーク会議で必要な研修や情報共有を進めることで対応に努めていきます。

4 国への要望について

障害者の地域生活に必要な環境整備を働きかけていくため、引き続き、国に対して以下の要望を行っていきます。

- ① グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、地域需要に応えられるよう、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。また、既存住宅のグループホームへの転用について、建築基準法における用途基準を明確にすること
- ② 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること

5 整備方策の運用について

障害者の地域生活への移行や親元からの自立に向けて、本市におけるグループホームの整備を計画的に進めていくには、本市障害計画の考え方にに基づき策定した整備方策の取組を着実に進めていく必要があります。

そのため、整備方策の運用にあたっては、本市障害計画の「評価・管理シート」の中で、その進捗管理や評価を行っていきます。

また、その評価等を行う際には、「尼崎市社会福祉協議会障害者福祉等専門分科会」をはじめとした各会議体に報告し、ご意見をお伺いする等の方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行います。

以上

第7 資料編

1 グループホームの利用意向アンケート調査（障害者団体向け）

I 回答者について

問1. あなたの性別と年齢をお答えください。（該当するものに○印をし、現在の年齢を記入）

性別： ・男性 ・女性 年齢：（現在 歳）

問2. あなたに該当する障害種別をお答えください。（該当するものすべてに○印）

・身体障害 ・知的障害 ・精神障害 ・難病 ・発達障害 ・高次脳機能障害

問3. あなたが持っている障害者手帳とその等級（判定）をお答えください。（該当するものに○印）

手帳の種類： ・持っていない ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳

等級（身体障害者手帳）： ・1級 ・2級 ・3級 ・4級 ・5級 ・6級
等級（精神障害者保健福祉手帳）： ・1級 ・2級 ・3級
判定（療育手帳）： ・A ・B1 ・B2

II サービスの利用状況について

問4. あなたが利用している主な障害福祉サービスをお答えください。（サービスの名称を記入）

利用している障害福祉サービス（障害児通所支援を含む。）
（サービス①名称： _____ ） （サービス②名称： _____ ）
（サービス③名称： _____ ） （サービス④名称： _____ ）

問5. あなたの障害支援区分をお答えください。（該当するものに○印）

・区分なし ・区分1 ・区分2 ・区分3 ・区分4 ・区分5 ・区分6

III 現在の生活について

問6. あなたは、現在どなたと一緒に暮らしていますか。（該当するものに○印）

・家族と暮らしている（あなたを含めて、 _____ 人家族）
・一人で暮らしている ・施設で暮らしている
・グループホームで暮らしている ・その他（ _____ ）

問7. 問6で「家族と暮らしている」と回答された方へお伺いします。

ご家族の構成と年齢についてお答えください。（該当するものに○印をし、年齢を記入）

・配偶者（ 歳） ・子ども（ 歳） ・父親（ 歳） ・母親（ 歳）
・祖父（ 歳） ・祖母（ 歳） ・兄弟・姉妹（ 歳） ・孫（ 歳）
・その他①（続柄 _____ 歳） ・その他②（続柄 _____ 歳）

※ 兄弟が複数人いるなど、選択肢が不足する場合は、「その他」に記入してください。

IV 今後の住まい（グループホームの利用希望など）について

問8. あなたが希望する「今後の住まい」をお答えください。（該当するものに○印）

・家族と同居 ・自宅や賃貸住宅での一人暮らし ・施設への入所
・グループホームへの入居 ・その他（ _____ ）

問9. 問8で回答した「住まい」で暮らしていくにあたって、困りごとや不安に感じること、支援してほしいことなどはありますか（自由記述）。

問10. 問8で「グループホームへの入居」と回答された方へお伺いします。

あなたは、いつ頃からグループホームを利用したいと思っていますか。（該当するものに○印）

・今すぐ ・1～2年後 ・3～4年後 ・5年～10年後 ・10年以上先

2 共同生活援助事業所（グループホーム）の利用状況等に係る調査

① 令和3年7月調査

共同生活援助事業所（グループホーム）に係る調査票

〇入力上の留意事項（最初にお読みください）

- ・入力部分 それぞれの欄の**水色部分のみ**入力してください（可能な限り記入をお願いいたします）。
- ・直接入力 枠内に入力してください。文字量が多くて、枠内に全て表示されない場合でも、**そのまま入力願います。**
（枠を広げる等はしないでください。）
数字入力欄については、**半角数字で入力**し、該当がない場合は、**必ず半角数字の「0」**を入力してください。
- ・番号入力 番号入力の際は、「**番号のみ**」入力してください。

基本情報

問1 経営主体（法人名）、事業所名称、所在地を記入してください。

経営主体	
事業所名称	
事業所所在地	

問2 事業所の住居区分を記入してください（※ 該当する区分すべてに「1」、該当しない区分に「0」を記入してください）。

	一戸建て	マンション	その他 (公営住宅など)
住居区分			

問3 サテライト型住居の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

サテライト型 の有無	
---------------	--

設備情報

問4 平成28年4月1日時点における事業所の定員数を記入してください。

定員数	
-----	--

問5 事業所の居室数を記入してください。

居室数		うち、1人用居室数		うち、サテライト型 住居の居室数	
-----	--	-----------	--	---------------------	--

問6 対象としている障害種別等を記入してください（※ 対象の場合は「1」、対象外の場合は「0」を記入してください）。

障害種別等	身体障害				知的障害	精神障害	難病
	肢体	視覚	聴覚言語	内部			
対象の確認							

問7 事業所の消防設備について記入してください。（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

	防火管理者の選任	自動火災報知設備	火災通報装置	スプリンクラー 設備	消火器
設置の有無					

人員等情報

問8 平成28年4月1日時点における従業者数（外部委託の従業者を含む。）を記入してください。

従業者	配置基準	配置人数 (常勤換算)	職種等
世話人	: 1	人	
生活支援員	: 1	人	
サービス管理責任者	: 1	人	
その他		人	

問9 「外部サービス利用型共同生活援助サービス費」の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

外部サービス利用型共同生活援助 サービス費の有無	
-----------------------------	--

問10 「受託居宅介護サービス費」の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

受託居宅介護サービス費の有無	
----------------	--

問11 「夜間支援等体制加算」の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

夜間支援等体制加算の有無	
--------------	--

問12 問11で「有り」と回答した場合、具体的な体制について記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

	夜間支援従事者	夜間防災体制	常時の連絡体制
体制の有無			

利用状況

問13 平成28年4月1日時点における利用者数を記入してください（※ サテライト型住居の利用者も含めてください）。

（年齢別）

	18～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	65歳以上	合計
身体障害								0
知的障害								0
精神障害								0
難病								0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

（障害支援区分別）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害								0
知的障害								0
精神障害								0
難病								0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

問14 平成28年4月1日時点における空き状況（定員・居室数）を記入してください。

空き定員数		空き居室数		うち、1人用居室数		うち、サテライト型住居の居室数	
-------	--	-------	--	-----------	--	-----------------	--

問15 入居待機（希望）者の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

入居待機（希望）者	
-----------	--

問16 問15で「有り」と回答した場合、どのような方法で入居待機（希望）者を把握していますか（※ 自由記載）。

入居待機（希望）者の把握方法	
----------------	--

問17 問15で「有り」と回答した場合、平成28年4月1日時点における入居待機（希望）者数を記入してください。

（年齢別）

	不明	18～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	65歳以上	合計
身体障害									0
知的障害									0
精神障害									0
難病									0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（障害支援区分別）

	不明	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害									0
知的障害									0
精神障害									0
難病									0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

質問事項

(本市の状況)
本市では障害のある人等が地域で安心して暮らしていけるよう、**様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築**していくため、地域の資源やその機能を活用するなどし、地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）の整備を目指しています。
構築する支援機能の一つに、『体験の機会・場の提供』を掲げており、障害のある人の「地域生活への移行」や「親元からの自立」等に当たって、**グループホーム等の利用や一人暮らしの体験機会・場を提供する機能を必要**としています。

問18 今後、グループホーム等の居室の空き状況や待ち状況等を把握していくため、定期的に各事業所の利用状況について実態調査等を行うことを想定していますが、その際、調査に協力いただくことは可能でしょうか。（※ 可能な場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください）。

調査協力の可否

問19 問18で「1」と回答した場合、その情報を行政や委託相談支援事業所、指定特定・一般相談支援事業所（民間含む）等の関係機関で共有していくことは可能でしょうか（※ 可能な場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください）。

情報共有の可否

問20 問18又は問19で「0」と回答した場合、その理由を簡単にご教示願います（※ 自由記載）。

不可の理由

問21 不慮の事態（高齢の親の入院や死亡等）により、急遽グループホームの利用が必要となった場合、貴事業所に空き定員（居室）があれば緊急に受け入れることは可能でしょうか（※ 可能な場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください）。

緊急受入の可否

問22 問21で「1」と回答した場合、可能な受入期間（最長）を記入ください（※ 該当する期間に「1」を記入してください）。

	1日～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～3週間程度	～1か月程度	1か月以上
可能な受入期間						

問23 問21で「1」と回答した場合、緊急受入の際、問6で回答した「対象の障害種別等」以外の障害者等を受け入れることは可能でしょうか（※ 可能な場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください）。

対象外の受入の可否

問24 問23で「1」と回答した場合、緊急受入の際に受け入れることができる障害種別等を記入してください（※ 対象の場合は「1」、対象外の場合は「0」を記入してください）。

障害種別等	身体障害				知的障害	精神障害	難病
	肢体	視覚	聴覚言語	内部			
対象の確認							

問25 問21又は問23で「0」と回答した場合、その理由を簡単にご教示願います（※ 自由記載）。

不可の理由

問26 グループホームの整備や運営等について、行政への要望や意見等がございましたら記入してください（※ 自由記載）。

要望・意見等

ご協力ありがとうございました。

② 令和3年11月調査

共同生活援助事業所（グループホーム）に係る調査票（追加分）

○入力上の留意事項（最初にお読みください）

- ・入力部分 それぞれの欄の水色部分のみ入力してください（可能な限り記入をお願いいたします）。
- ・直接入力 枠内に入力してください。文字量が多くて、枠内に全て表示されない場合でも、**そのまま入力願います。**
(枠を広げる等はしないでください。)
数字入力欄については、**半角数字で入力し**、該当がない場合は、**必ず半角数字の「0」を入力**してください。
- ・番号入力 番号入力の際は、「**番号のみ**」入力してください。
- ・**回答範囲** **今回入力いただくのは、問1、問15、問27～30の計6問だけとなります。**

基本情報

問1 経営主体（法人名）、事業所名称、所在地を記入してください。

経営主体	
事業所名称	
事業所所在地	

問2～問14（省略）

質問事項

（本市の状況）
本市では障害のある人等が地域で安心して暮らしていけるよう、**様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築**していくため、地域の資源やその機能を活用するなど、地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）の整備を進めています。
今後、さらに充実が必要となる支援機能として、**障害のある人の「重度化・高齢化への対応」や「地域生活への移行（体験の機会・場の提供を含む。）」**等を掲げており、それらの支援状況や課題等について、以下のとおりお伺いします。

問15 グループホーム利用者の重度化・高齢化への対応について、現在課題を抱えている。または、今後見込まれますか。

（※ 課題がある（今後見込まれる）場合は「1」、ない場合は「0」を記入してください）

課題の有無	
-------	--

問16～問26（省略）

（追加）問27 問15で「1」と回答した場合、その対応策として、施設の大規模改修（バリアフリー改修（居室、浴室など）、スプリンクラー設置など）は有効と考えますか。

（※ 有効な場合は「1」、有効でない場合は「0」を記入してください）。

有効性の是非	
--------	--

（追加）問28 問27で「1」と回答した場合、貴施設において大規模改修を実施するにあたって、課題となることはありますか。

（※ 該当するものすべてに「1」を記入してください。その他の理由がある場合は、自由記載）

必要な改修にかかる費用負担が大きい	
施設の構造上必要な改修ができない	
賃貸物件のため貸主の許可が得られない	
賃貸物件で原状復帰が原則のため改修できない	
その他の理由 （簡単にご教示ください）	

（追加）問29 問27で「0」と回答した場合、その理由について、簡単にご教示願います。（※ 自由記載）

有効でない理由	
---------	--

（追加）問30 GH利用者の重度化・高齢化に対応するための本市施策として、今後、施設の大規模改修にかかる補助制度が創設された場合、活用する意向（希望）はありますか。

（※ ある場合は「1」、ない場合は「0」を記入してください）。

活用の意向（希望）の有無	
--------------	--

ご協力ありがとうございました。